



指定(介護予防)通所リハビリテーション

～重要事項説明書・利用同意書～



医療法人 松浦会 姫路第一病院

姫路市御国野町国分寺 143

« (介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書 »

1. 法人概要

法人名	松浦会
法人の種類	医療法人
代表者	理事長 松浦 絵理
所在地	兵庫県姫路市御国野町国分寺 143
設立年月日	1971年3月30日
法人が行っている 他の業務	姫路第一病院 松浦病院 光が丘老人保健施設 訪問リハビリテーション 居宅支援事業所 通所リハビリテーション

2. 事業所の概要

事業所名	医療法人松浦会 姫路第一病院
所在地	兵庫県姫路市御国野町国分寺 143
電話番号	079-252-0581
FAX 番号	079-253-1995 079-252-8202
事業所番号	2814004296
ホームページ	https://himeji-daiichi.or.jp
開設年月日	2016年1月1日
管理者	医師 水本大介 病院勤務医を兼務しており、外来・入院診療に携わる
サービス提供地域	四郷・花田・東・東光中学校区および谷外小学校区
施設の概要	鉄筋コンクリート6階部分の病院リハビリテーション室内に33.4㎡を設けている
最寄の交通機関	国道2号線東行き病院前に「国分寺バス停」 JR 御着駅より徒歩11分（片道850m）
緊急時対応方法	主治医・家族と連絡をとりながら速やかに対応いたします
利用定員	サービス提供時間（各単位）ごとに8名

3.サービス提供時間

	営業時間	サービス提供時間
月～金	9:00～17:00	① 9:00～10:20 ②10:20～11:40 ③14:00～15:20
休日	土曜日・日曜日・祝祭日 夏季休暇（8月15日） 年末年始（12月30日～1月3日） その他病院勤務表により	

※その他臨時休業について

施設の改修や職員研修及び天候悪化によって臨時的に休業する場合があります。施設改修等、臨時休業する日程が事前にお知らせできる場合については、速やかに臨時休業の理由・休業日をご利用者様にお伝えします。

天候悪化などの場合は当日お電話によって臨時休業のお知らせをさせていただきます。

4.当事業所の職員体制

職員の体制	員数	業務内容
管理者・医師	1名	通所リハビリテーションの指示 当該事業所の利用者従業員の医学管理 リハビリ計画立案・説明
理学療法士	2名以上	医師の指示及び通所リハビリテーション計画の作成。計画に基づき、利用者の生活機能向上又は回復・維持を図るためリハビリテーションの実施
相談員	1名	ケアマネージャーとの連絡調整 利用相談 苦情窓口
介護職員	1.5名以上	送迎業務、リハビリテーション運動補助等
その他	必要に応じ、病院本隊の看護職員等と連携し、利用者の健康管理体制を確保する	

5. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

医療法人松浦会が運営する「姫路第一病院」では、ご利用者様が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、通所リハビリテーション（デイケア）を提供しています。この規程は、私たちが適切なルールを守って運営を行うこと、そして要介護・要支援の状態にある高齢者の皆様お一人おひとりに合わせた、質の高いリハビリサービスを提供することを目的として定めたものです。

(運営の方針)

➤ 自立を支えるリハビリ

リハビリテーションを通じて、ご利用者様が「自分の力で日常生活を過ごせる」よう、心と体の機能回復を目指します。

➤ ご自宅での生活を応援

介護予防の方も含め、可能な限り長くご自宅で元気に暮らせるよう、生活能力の維持・向上に努めます。

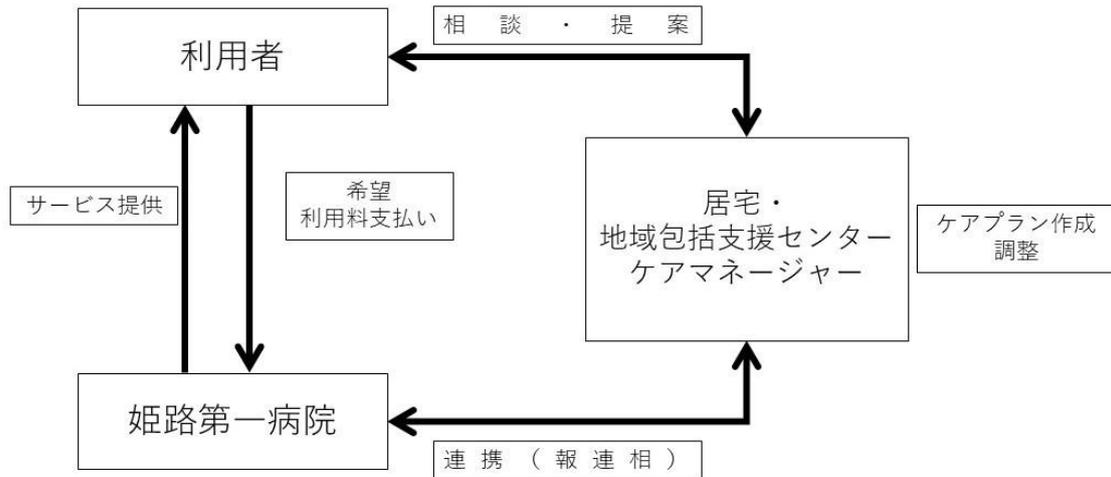
➤ 地域連携の徹底

市町村や他の介護サービス・医療機関と密に連絡を取り合い、チーム一体となって皆様をサポートします。

6. サービスの計画立案およびサービス内容

- 個別計画の作成：ご本人・ご家族の意向を伺い、最適なリハビリ計画を作成します。
- 医療・看護ケア：医師の管理のもと、体調に配慮した適切な処置や健康管理を行います。
- 個別リハビリ：理学療法士等による、身体機能の低下を防ぐための直接的なトレーニングです。
- お口のケア：飲み込みや発声など、お口の機能を維持するためのサポートをします。
- 動作アドバイス：日常生活の動作（座る・歩く等）を楽にするための指導を行います。
- 自主トレ支援：ご自身で主体的に取り組める運動メニューを提案します。
- 送迎サービス：事業所の車両にて、ご自宅と病院の間を安全に送迎します。

7. サービス提供の手順



8. サービス提供地域・送迎範囲

四郷・花田・東・東光中学校区および谷外小学校区

9. 利用料金・キャンセル料・お支払方法

別紙1をご参照ください。

10. 緊急時の対応体制（協力病院について）

ご利用者様の体調急変に備え、下記の医療機関を協力病院として定めています。
急な発熱や怪我などが発生した場合には、速やかに主治医や協力病院と連絡を取り、ご家族への報告とともに必要な医療措置を行います。

医療機関の名称	医療法人松浦会 姫路第一病院
住所	〒671-0234 姫路市御国野町国分寺 143
電話番号	079-252-0581 (代)

11. 要望および苦情等の申出先

➤ 当事業所の窓口：

利用者およびご家族は、提供するサービスに関する要望・苦情等について、支援相談員への面談、お電話、または設置の「ご意見箱」への投函により申し出ることができます。

- 苦情相談窓口：079-252-0581（支援相談員）

- 外部機関の窓口：

事業所以外に、各市町村の介護保険窓口、または以下の機関に苦情を申し立てることが可能です。

・兵庫県国民健康保険団体連合会 電話：078-332-5618 / FAX：078-332-9520

12. 情報の管理と開示について

- 記録の作成と5年保存：

リハビリテーションの実施記録を作成し、サービスが終了した日から5年間、責任を持って保管します。

- 記録の開示（閲覧・コピー）：

ご本人やご家族から記録を見たい、またはコピーが欲しいという申し出があった場合は、原則としてお応えいたします。

- 個人情報の保護：

法令に基づき、正当な理由なく皆様の情報を第三者に漏らすことはありません。退職したスタッフにも同様の義務を課し、徹底して保護に努めます。

13. 情報の取り扱いと秘密保持

- 適切な管理の徹底：

当施設および全スタッフは、法人で定めた個人情報保護のルールに基づき、ご利用者様やご家族の大切な情報を適切に管理いたします。

- 利用目的の明確化：

情報の使用は、サービス提供に必要な範囲（別紙2に記載）に限定し、ご本人やご家族の安心を第一に考えた取り扱いを徹底します。

14. 感染症の予防とまん延防止

当施設では、ご利用者様の安全を守るため、感染症の予防および拡大防止に努めています。

- 予防対策： 日常的な衛生管理と、スタッフの健康チェックを徹底します。
- 拡大防止： 感染の疑いがある場合の迅速な対応マニュアルを整備しています。

※ 詳細については、説明書内「15.サービスの利用に当たっての留意事項」**「感染予防・体調不良によるサービス中止」**の項目をあわせてご参照ください。

15. 非常災害への取り組み

当施設では、火災や地震などの災害発生時に備え、以下の対策を講じています。

- 災害対策計画の策定：火災、風水害、地震などの種類に応じた対応マニュアルを整備しています。
- 責任者の選任：防火管理者等の責任者を置き、施設内の安全管理を徹底します。
- 訓練の実施：避難や救出が円滑に行えるよう、年1回以上の定期的な防災訓練を実施し、スタッフの対応力を高めています。

16. 業務継続計画の策定等

災害や感染症が発生しても、必要なサービスを継続して提供できるよう、以下の体制を整えています。

- 継続計画の策定：大規模災害や感染症に備え、業務を維持するための計画（BCP）を作成しています。
- 研修・訓練の実施：計画の内容をスタッフ全員に周知し、定期的な研修と訓練を行って、対応力を高めています。
- 計画の見直し：常に実効性のある計画であるよう、定期的に内容の点検と見直しを行っています。

17. 人権擁護と身体拘束の適正化

- 虐待防止への対策：

対策委員会の開催、指針の整備、スタッフ研修を定期的実施し、責任者のもとで虐待防止を徹底します。

- 速やかな通報体制：

虐待の兆候を発見した際は、法令に基づき、速やかに市町村へ報告・通報いたします。

- 身体拘束の原則禁止：

身体的拘束は原則行いません。やむを得ず行う場合は、緊急性・非代替性・一時性の3条件を満たす場合に限り、詳細な記録と説明、ご家族の同意を得た上で実施し、常に解除に向けた見直しを行います。

18. 事故発生時の体制

➤ 応急処置の実施：

事故発生時は、直ちに必要な救急処置を行います。

➤ 医療連携：

施設医師の判断により、必要に応じて当院外来や協力医療機関、専門病院での診療を依頼し、適切な治療を受けられる体制を整えています。

➤ 関係各所への連絡：

ご家族および市町村などの行政機関に対し、速やかに事故の状況を報告し、連絡を取り合います。

19. 賠償責任

➤ 事業所の賠償責任：

事業所の責任により利用者が損害を被った場合は、損害賠償保険に基づき誠実に対応いたします。

➤ 賠償の対象外となる場合：

- 契約時の病歴等の申告が事実と異なっていた場合。
- サービス提供時の確認に対し、事実と違う回答をされた場合。
- サービスの不備ではなく、急激な体調変化等が原因である場合。
- スタッフの指示・依頼に反した行動が原因である場合。

➤ 利用者側の賠償責任： 利用者の不注意等により事業所が損害を被った場合は、利用者・ご家族が連帯して賠償の責任を負うものとします。

20. 従業員の研修について

当事業所では、サービスの質を維持・向上させるため、以下の研修体制を整えています。

➤ 資質の向上：

管理者は、全従業員が専門職としての能力を高められるよう、研修の機会を確保します。

➤ 計画的な研修の実施：

採用時の初期研修に加え、法令で定められた必須研修（虐待防止、感染症対策、事故防止等）を定期的実施します。

➤ 随時研修：

サービスの向上や安全管理のために必要なテーマを適宜選定し、継続的な学習を行います。

21. サービスの利用に当たっての留意事項

送迎について	<p>【事前相談】 送迎時間や車両の種類（車椅子対応等）については、事前のご相談をお願いします。なお、運行状況等により調整が必要な場合があります。</p> <p>【送迎場所】 <u>原則としてご自宅の玄関前までとし、範囲は規定のサービス提供地域内とします。</u></p> <p>【外来受診時の制限】 <u>サービス提供時間前後の外来受診は可能ですが、受診前後は介護保険制度の規定に基づき、送迎サービスを提供することができません。</u> あらかじめご了承ください。</p>
利用時間について	<p>【事業所の都合による遅延】 車両トラブル等、当所の責任により開始が遅れた場合は、利用時間を延長し、所定のサービスを確保します。</p> <p>【自己送迎による遅刻】 ご自身での移動により到着が遅れた場合は、予定通りの終了時間とさせていただきます。</p> <p>【利用時間の遵守】 <u>適切なサービス提供体制を維持するため、定められた利用時間を守っていただきますようお願いいたします。</u></p>
感染予防・蔓延防止 体調不良等による サービスの中止	<p>【事前検温の実施】 乗車前に各自で検温を実施してください。<u>37.5 度以上の発熱や、感染症の疑いがある場合は利用を控えていただきます。</u></p> <p>【サービスの中止・変更】 健康チェックの結果や利用中の体調変化により、安全確保が困難と判断した場合は、サービス内容の変更または中止措置をとります。その際は速やかにご家族へ連絡いたします。</p> <p>【感染症発生時の申告】 <u>伝染性の疾患が判明した場合は直ちに事業所へ報告してください。</u>他の利用者への感染防止のため、治癒するまで利用を停止させていただきます場合があります。</p>
曜日の変更	<p>【事前連絡のお願い】 ご利用者様の都合により利用曜日を変更される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。</p> <p>【調整の可能性】 利用定員や送迎ルートのご都合により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。</p>
設備、器具の利用	<p>【適正な利用】 施設内の設備および器具は、本来の目的・使用方法に従って安全にご利用ください。</p> <p>【損害の賠償】 不適切な取り扱いにより設備を破損させた場合、その損害について賠償をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。</p>

<p>契約終了に関する事項</p>	<p>次のいずれかの事由が発生した場合は、契約を終了したものとします。</p> <p>【利用者の逝去】 利用者様が亡くなられた場合。</p> <p>【認定区分の変更】 要介護認定の結果、自立と認定された場合。</p> <p>【利用者からの申し出】 利用者様から契約終了の意思表示がなされた場合。</p> <p>【事業所の閉鎖】 災害や経営上のやむを得ない理由により、事業所を閉鎖した場合。</p>
<p>利用者からの契約解除</p>	<p>【自由な意思による終了】 居宅サービス計画（ケアプラン）の内容にかかわらず、利用者様からの申し出により、いつでも本契約を解除・終了させることができます。</p> <p>【手続き】 利用を中止される場合は、事前に担当スタッフまたは相談員までご連絡ください。</p>
<p>事業者からの契約解除</p>	<p>当事業所は、利用者またはご家族に対し、以下の場合に契約を解除・終了することができます。</p> <p><u>【認定の失効】 要介護認定の有効期間が満了し、更新がなされていない場合。</u></p> <p>【長期欠席】 2ヶ月連続で欠席し、3ヶ月目以降も再開の見通しが立たない場合。</p> <p>【料金滞納】 利用料金を1ヶ月分以上滞納し、督促後7日以内に支払われない場合。</p> <p>【病状悪化】 心身の状態が悪化し、当所での適切なサービス提供の限界を超えたと判断される場合。</p> <p><u>【禁止行為（背信行為）】 暴力（身体的・精神的）、暴言、誹謗中傷、各種ハラスメント行為等により、健全なサービス提供や他の利用者の安全が著しく妨げられる場合。</u></p>
<p>その他禁止事項</p>	<p>営利行為・宗教活動・特定の政治活動これらについては禁止させていただきます。</p>
<p>その他</p>	<p>【自己管理の徹底】 持参された金品および所持品は、利用者様ご自身の責任において管理してください。紛失・盗難・破損等について、事業所は一切の責任を負いません。</p> <p><u>【金品の授受禁止】 利用者間での金銭の貸借、および物品の贈与・受け渡しは禁止いたします。</u></p> <p>【敷地内全面禁煙】 健康増進法に基づき、施設内および敷地内全域において禁煙（電子タバコ等を含む）といたします。</p>

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて

(2024年6月1日)

【利用手続きとサービス計画の策定】

- 書類確認：
利用申込時に、介護保険証および介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- サービスの目的：
居宅（予防）サービス計画に基づき、医学的管理下での看護・介護・機能訓練等を提供し、利用者の療養生活の質向上と、ご家族の負担軽減を図ります。
- 個別計画の作成：
多職種共同による協議の上、通所リハビリテーション計画を作成します。策定にあたっては、利用者・ご家族の意向を十分に反映させ、内容について説明し同意を得るものとします。

1. 利用料金

(1) 介護予防通所リハビリテーションの料金

	利用時間	区分内容	法定利用単位 単位/月	負担割合（円）		
				1割	2割	3割
基本 料金	1時間以上	要支援1	2268 単位/月	2,307	4,614	6,921
	2時間未満	要支援2	4228 単位/月	4,300	8,600	12,900
減算	予防通所リハ12月超減算I11	要支援1	-120 単位/月	-122	-244	-366
	予防通所リハ12月超減算I12	要支援2	-240 単位/月	-244	-488	-732
	予防通所リハ口腔機能向上加算II		160 単位/月	163	326	489
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)要支援1		24 単位/月	24	48	73
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)要支援2		48 単位/月	49	98	147
	科学的介護推進体制加算		40 単位/月	41	82	123
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位数 1000 分の 66 に相当する単位数を加算			
	予防通所リハ高齢者虐待防止措置未実施減算11		所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算			
	予防通所リハ高齢者虐待防止措置未実施減算12		所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算			
	予防通所リハ業務継続計画未策定減算11		所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算			
予防通所リハ業務継続計画未策定減算12		所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算				

(2) 通所リハビリテーションの料金

	利用時間	区分内容	法定利用 単位	負担額の目安 (円)		
			新単位	1割	2割	3割
基本 料金	1時間以上 2時間未満	要介護1	369 単位/1回	375	750	1,125
		要介護2	398 単位/1回	404	809	1,214
		要介護3	429 単位/1回	436	872	1,308
		要介護4	458 単位/1回	465	931	1,397
		要介護5	491 単位/1回	499	998	1,497
加算	通所リハマネジメント加算イ 同意日の属する月から6月以内		560 単位/月	569	1139	1708
	通所リハマネジメント加算イ 同意日の属する月から6月超		240 単位/月	244	488	732
	通所リハマネジメント加算ロ 同意日の属する月から6月以内		593 単位/月	603	1,206	1,809
	通所リハマネジメント加算ロ 同意日の属する月から6月超		273 単位/月	277	555	832
	通所リハマネジメント加算ハ 同意日の属する月から6月以内		793 単位/月	806	1,612	2,419
	通所リハマネジメント加算ハ 同意日の属する月から6月超		473 単位/月	481	962	1,443
	通所リハマネジメント加算4 (事業所の医師が利用者等に説明し、 利用者の同意を得た場合)		270 単位/月	274	549	823
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		110 単位/1回	111	223	335
	通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ(ロ)(月2回)		160 単位/1回	162	325	488
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 単位/1回	6	12	18
	理学療法士等体制強化加算		30 単位/1回	30	61	91
	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)		-47 単位	-47	-94	-141
	科学的介護推進体制加算		40 単位/月	40	81	121
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位数 1000 分の 66 に相当する単位数を加算			
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算			
	業務継続計画未策定減算		所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算			

2. 利用料金の請求および支払方法

- 請求の発行：毎月初旬に前月分の請求書および明細書を発行し、提示いたします。
- 口座振替：当月23日（休業日の場合は翌営業日）（現金払い：当月20日まで）
- 支払責任：利用者および扶養者は、連帯して支払いの義務を負うものとします。
- 領収書：支払受領後、指定の方（または所定の方法）に対して速やかに領収書を交付いたします。約款に定める第5条に沿い。

※金額の目安では、地域加算として姫路市の7級地：10.17円が乗じられた金額となっています。

※自己負担金は、それぞれの負担料により3割、2割、1割の料金となり、1円未満は切り捨てとなります。

個人情報利用目的

(2024年6月1日)

医療法人 松浦会 姫路第一病院では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

利用同意書

医療法人 松浦会 姫路第一病院 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション
におけるサービスの提供開始にあたり、この書面を用い説明をいたしました。

年 月 日

医療法人 松浦会 姫路第一病院 通所リハビリテーション

医療法人 松浦会 姫路第一病院 介護予防通所リハビリテーション

説明者職名

氏名

医療法人 松浦会 姫路第一病院 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション
を利用するにあたり、重要事項説明書、別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<ご利用者>

氏名

<ご親族・代理人>

氏名

(続柄)

医療法人 松浦会 姫路第一病院通所リハビリテーション

管理者 水本 大介 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	

【本約款第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	